

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

マネーロンダリング共謀罪における顕示行為証明の要否

Whitfield v. United States, 543 U.S. 209 (2005)

I はじめに

合衆国法典第18編1956条 (h) のマネーロンダリング共謀罪規定は、共謀を促進する顕示行為 (overt act) を要件として明示していない⁽¹⁾。そして、連邦控訴裁レベルの判例は、顕示行為の証明の要否について、これを必要であるとするもの⁽²⁾と、不要であるとするもの⁽³⁾とに分かれていた。そのような状況のなか、連邦最高裁が顕示行為の証明は不要であるとの判断を示したのが、本判決である。

II 事案の概要

上告人らは、“Greater Ministries International Church”なる団体を組織し、投資家に対して、一年半以内に投資額の倍額の返金を保証すると約束し、

(1) 後述するように、合衆国法典第18編371条 (一般共謀罪規定) などにおいては、顕示行為の証明が必要とされている。この顕示行為は、共謀の対象となっている犯罪である必要はないし、違法なものである必要もない。その具体的な例については、例えば、次の文献を参照。WAYNE R. LAFAYE, CRIMINAL LAW § 6.5 (c), at 629 (4th ed. 2003).

(2) United States v. Wilson, 249 F.3d 366 (5th Cir. 2001); United States v. Hildebrand, 152 F.3d 756 (8th Cir. 2001). 第18編371条に依拠するものだとの批判を加えている。

(3) 顕示行為が不要であるとした判決として、United States v. Godwin, 272 F.3d 659 (4th Cir. 2001); United States v. Tam, 240 F.3d 797 (9th Cir. 2001); United States v. Hall, *infra* note 5.

同団体への「寄付」名目で、投資を勧誘した。そして、1996年から1999年の間に、400万ドルを超える資金を集めた。海外金鉱山・ダイヤモンド鉱山・鉱産品・銀行へ投資をし、その収益の幾分かを慈善事業に使用するとしていたが、しかし、その主張のほとんどは虚偽であった。

上告人らは、20の訴因で起訴された。そして、そのなかの1つである合衆国法典第18篇1956条(h)のマネーロンダリング共謀罪に関して、顕示行為の証明が要求されるか否かが争点となった。上告人らは連邦地裁に対して、共謀者のうち、少なくとも1人はマネーロンダリング共謀を促進する顕示行為を行ったことについて、合理的な疑いをを超える証明が必要である旨、説示すべきだと主張した。しかし、連邦地裁はこの主張を排斥し、陪審はマネーロンダリング共謀罪で有罪の評決をした。

第11巡回区連邦控訴裁は、合衆国法典第18編1956条(h)の文言上、顕示行為の証明は要求されていないから、陪審への説示は適切になされたとみることができるとして、連邦地裁の判断を支持した。同裁判所は、他の連邦控訴裁の判決のなかには、顕示行為の証明を必要とするものがあることを認めつつも、それらの判決は、一般共謀罪規定である第18編371条——そこでは、明文で顕示行為の証明が要求されている——に関する判例法に依拠した、誤ったものである、としたのであった。そして、第18編1956条(h)の文言は、麻薬共謀罪規定である第21編846条——そこでは、顕示行為の証明が要件として明示されていない——のそれと「ほぼ同一のもの(nearly identical)」であるとしたうえで、後者の規定に関して顕示行為の証明は必要でないとしたシャバニ判決⁽⁴⁾の理由づけに依拠して、第18編1956条(h)の適用に際しても、顕示行為の証明は不要であるとしたのである⁽⁵⁾。

III 判決の要旨

法廷意見は、合衆国法典第18編1956条(h)のマネーロンダリング共謀罪で有罪とするためには、共謀を促進する顕示行為の証明は必要ではないとの判断を示した⁽⁶⁾。そのように結論するにあたり、本判決は、①当該条項の規定の仕方、②立法経緯、③裁判地ルールの3点について検討を加え、顕示行為の証明

(4) United States v. Shabani, 513 U.S. 10 (1994).

(5) United States v. Hall, 349 F.3d 1320 (11th Cir. 2003).

(6) 法廷意見はオコナー裁判官が執筆、構成裁判官全員一致の判断である。

が不要であるとし、大要以下のように述べている。

まず①については、合衆国法典第18編1956条 (h) と、シャバニ判決において扱われた第21編846条の文言とが、ほぼ同一のものであるとの指摘がなされている。すなわち、第18編1956条 (h) は、「[第18編1956条] または第18編1957条に規定される犯罪の遂行を共謀した者は、共謀の対象である犯罪について規定されるものと、同一の刑に処する (Any person who conspires to commit any offense defined in [§ 1956] or section 1957 shall be subject to the same penalties as those prescribed for the offense the commission of which was the object of the conspiracy)」とし、第21編846条は、「本節に規定された犯罪を……共謀した者は、……共謀の対象である犯罪について規定されるものと、同一の刑に処する (Any person who attempts or conspires to commit any offense defined in this subchapter shall be subject to the same penalties as those prescribed for the offense, the commission of which was the object of the attempts or conspiracy)」としている。そして、いずれについても、条文中に顕示行為の証明が必要であると規定されていないから、顕示行為の証明は要求されないとするのである。

次に、②について。上告人らは、合衆国法典第18編1956条 (h) は、その立法経緯からすると、第18編371条 (一般共謀罪規定) とは別個にマネーロンダリング共謀罪という「犯罪」を定めたものではなく、共謀がマネーロンダリングに関するものである場合に「刑罰」が加重される旨を規定したものに過ぎないとみるべきであり、したがって、本件でも第18編371条の適用があるのだから、顕示行為の証明が必要となると主張したが、連邦最高裁は、そうに解すべき理由はないとして、これを退けている。そして、法廷意見は、連邦議会が立法する際には、シャバニ判決で示されたルール、すなわち、「第18編371条をモデルとした文言を選択することで顕示行為が必要となり、[顕示行為について明示的な言及を欠く] 第15編1条をモデルとした文言を選択することで顕示行為の証明が不要となる」というルールが前提とされているとみるべきであり、また、たしかにシャバニ判決は、第18編1956条 (h) が成立した2年後に下された判決ではあるが、このルールはすでにナッシュ判決⁽⁷⁾やシンガー判決⁽⁸⁾によって数十年も前に確立されたものであって、シャバニ判決はそれを踏襲したに過ぎないから、シャバニ判決と第18編1956条 (h) との先後関係

(7) Nash v. United States, 229 U.S. 373 (1913).

(8) Singer v. United States, 323 U.S. 338 (1945).

は重要ではないとする。

③の点につき、上告人らは、「〔合衆国法典第18編1956条または1957条の〕……共謀罪の訴追は、〔第18篇1956条 (i) (1) の〕既遂となった犯罪についての裁判地となる地区においてか、……共謀を促進する行為がなされたその他の地区において行われうるものである」とする第18編1956条 (i) (2) に依拠して主張を展開している。すなわち、このように顕示行為がなされた場所が裁判地とされている以上、連邦議会は顕示行為の証明の必要性を認めていると考えるべきだとするのである。これに対し、法廷意見は、同条は裁判地を選択できるということを述べているに過ぎないから、同条を根拠として顕示行為の証明の必要性を導くことはできないとして、上告人らの主張を退けている。

IV 解 説

以上のように、本判決においては、合衆国法典第18編1956条 (h) のマネーロンダリング共謀罪について顕示行為の証明は不要だとの判断が示されたわけであるが、そこで重要な先例とされているのが、合衆国法典第21編846条に関するシャバニ判決である。

シャバニ判決は、合衆国法典第21編846条違反について、共謀を促進する何らかの顕示行為を証明することは必要でないとした。そこでは、条文中、顕示行為の証明を要求する文言がないということが理由とされている。そして、従前のナッシュ判決やシンガー判決においても、顕示行為について条文中で特に触れられていない場合に、それにもかかわらず、その証明が要求されるとの解釈は採られていない、とする⁽⁹⁾。すなわち、それらの判決では、顕示行為の証明を求める文言がない場合、連邦議会は顕示行為の証明を不要とするコモン・ローに従うことを意図したと解すべきである、との立場が採用されているとするのである⁽¹⁰⁾。

顕示行為の証明の必要性が条文中に規定されていない合衆国法典第21編846条のような共謀罪規定と対比されるのが、一般共謀罪規定である第18編371条である。同条は、「2人以上の者が、合衆国に対する何らかの犯罪の遂行を共謀した場合……で、かつ、それらの者のうち、いずれか1人以上の者が、当該

(9) United States v. Shabani, *supra* note 4, at 13.

(10) *Id.* at 13-14. コモン・ロー上は、合意成立の証明さえあれば、それだけで共謀罪としての処罰が可能であった。

共謀の対象を実現するための何らかの行為をなした場合…… (If two or more persons conspire either to commit any offense against the United States, or to defraud the United States, or any agency thereof in any manner or for any purpose, and one or more of such persons do any act to effect the object of the conspiracy……)」と規定し、条文中に顕示行為の証明の必要性を明示しているのである。

このような条文上の差異に言及して、シャバニ判決は次のように述べている。すなわち、ナッシュ判決やシンガー判決によって、連邦議会が合衆国法典第18編371条をモデルとした文言を選択すれば顕示行為が必要となり、第15編1条をモデルとした文言を選択すれば顕示行為の証明が不要となることになった、と⁽¹¹⁾。そして、第21編846条は、第15編1条をモデルとした共謀罪規定であり、顕示行為の証明が不要であると結論づけたのである。また、顕示行為の証明を不要とすれば、「法は思想を処罰するものではない」という刑法の基本原理に反するのではないかと主張に対しては、「共謀罪の処罰は、単に思想を処罰するものではなく、犯罪についての合意それ自体が犯罪行為 (actus reus) である」としている⁽¹²⁾。

本判決は、以上のようなシャバニ判決を踏襲したものであるが、このシャバニ判決も、上述のように、ナッシュ判決およびシンガー判決を踏襲したものである。そこで、ナッシュ判決とシンガー判決についてもごく簡単にみておこう。

ナッシュ判決は、シャーマン法は、コモン・ローに従って、「共謀という行為を責任の要件とする以外には、いかなる行為も責任の要件とするものではない」とするものだとし、顕示行為の証明の必要性云々といった議論は不要であるとしたものである⁽¹³⁾。また、ナッシュ判決から約30年を経て、シンガー判決もまた、条文中に顕示行為の証明を必要とする文言が無いことを理由に、顕示行為の証明を不要としている。すなわち、同判決では、1940年に制定された徴兵に関する法律 (Selective Training and Service Act of 1940) の11条の共謀罪が問題になった事案において、同法はコモン・ローに従ったものである、とされたのである⁽¹⁴⁾。

(11) *Id.*, at 14.

(12) *Id.* at 16.

(13) *Nash v. United States*, *supra* note 8, at 378.

(14) *Singer v. United States*, *supra* note 9, at 340.

本判決は、以上のように、先例であるナッシュ判決、シンガー判決、シャバニ判決にしたがって、条文中で顕示行為について特に触れられていないことを理由に、その証明を不要と解したわけであるが⁽¹⁵⁾、このように、明文によらず解釈によって顕示行為の証明が必要だとされることがないとすれば、連邦議会が第18編371条をモデルとした文言を選択するか否かが決定的に重要だということになる⁽¹⁶⁾。そして、その選択に際しては、共謀罪の処罰において顕示行為の証明に期待される機能が考慮されることになろうが、これについては、判例は、「共謀罪の訴追における顕示行為の機能とは、ただ『共謀が作用している』ことを明らかにし、計画がまだ、ひとり共謀者の意図の内にとどまっているものでもなければ、計画が完全に遂行され、もはや存在しないものでもない、明確に示すことである」としている⁽¹⁷⁾。また、このこととは別に、共謀の対象である犯罪が重大なものである場合には——早い段階での刑事法による介入を可能とするため——顕示行為の証明を要求すべきではない、といった指摘もなされている⁽¹⁸⁾。

(小野上真也)

-
- (15) これらの判例について批判的な文献としては、例えば、次のものがある。
Kevin Jon Heller, *Whatever Happened to Proof Beyond a Reasonable Doubt? Of Drug Conspiracies, Overt Acts, and United States v. Shabani*, 49 STAN. L. REV. 111, 111 (1996).
- (16) なお、本判決によれば、顕示行為の証明の必要性を明示している共謀罪規定は、連邦法において、少なくとも22あるという。
- (17) *Yates v. United States*, 354 U.S. 298, 334 (1957).
- (18) *Developments in the Law—Criminal Conspiracy*, 72 HARV. L. REV. 920, 948 (1959). See also Tom Stacy, *The “Material Support” Offense: The Use of Strict Liability in the War Against Terror*, 14 KAN. J. L. & PUB. POLY 461, 473 (2004-05).